

第2章 計画策定の背景

市町村合併を経て、多様な地域が一つになった本市は、分権型政令市¹を目指して都市内分権²や市民協働³を推し進め、市民が市民であることを実感でき、愛着がもてるまちづくりを進めている。



しかし、経済情勢の悪化や社会環境の変化は、現代社会に新たな課題を生み、生涯学習に対する要請は時代とともに変化してきた。

教育基本法が改正されるなど、国の施策や市民を取り巻く社会環境が大きく変化するなかで、本市の今後の生涯学習の振興方策について定める新たな基本計画の策定が求められている。

1 現代社会における問題

今まで時代を牽引してきた団塊の世代⁴といわれる人たちが定年退職の時期を迎えた。

また、少子高齢化によって、国民の4人に1人が高齢者という時代がすぐそこまで迫っている。

そして今、わが国は経済情勢の悪化による就職難を背景に、未来を担うはずの若者が学業にも職業にも就けないという、大変憂慮すべき状況におかれている。

情報社会はより高度に発展し、インターネットや携帯電話などにより市民の生活は豊かに、便利になる一方で、ネット犯罪やネットいじめ、デジタル・ディバイド（情報格差）⁵などの問題が多様化、深刻化している。

これらの時代の変化や社会の要請をしっかりと受け止め、社会の基盤である人づくりを担う生涯学習は、人々が良好な人間関係と豊かな人間性をはぐくみ、柔軟な思考で自らが答えを導くことのできる「知」や、社会の変化に対応できる「生きる力」を育てていくことが求められている。

2 生涯学習の考え方の変遷

『生涯教育』という概念が初めて世の中に紹介されたのは昭和 40（1965）年のことである。以降、高度成長期を経て人々の生活も大きく変化し、教育や学習に対する要求も社会の成長とともに高度化、多様化してきた。

昭和 46（1971）年、これら時代の変化や住民の要請に応えるためには、学校教育と家庭教育、社会教育が有機的に結びつく必要があるとして、社会教育審議会で「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」が答申された。

そして、10 年後の昭和 56（1981）年には、中央教育審議会から答申「生涯教育について」が示され、各々が主体的に、自発的意思によって自分に適した手段や方法で行う学習を『生涯学習』としたのである。

その後、平成 2（1990）年に「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」が制定され、生涯学習の支援の方法が法的に整備されると、生涯学習の振興に関する取組課題をはじめ、関係教育機関や教育施設の充実に向けた方策、地方分権や規制緩和への対応などについて、生涯学習審議会が答申を行った。

平成 11（1999）年になると同審議会から「学習成果を幅広く生かす～生涯学習の成果を生かすための方策について～」と題して答申がなされ、学習成果の活用を個人にとどめず、ボランティア活動をはじめ、地域の発展に生かすことが求められるようになった。

このように、生涯学習は個の学びから、人々が学びの成果を共有・活用することへと、時代とともにその役割も変わってきた。

そして、平成 17（2005）年、中央教育審議会は文部科学大臣から「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」の諮問を受け、教育基本法改正を視野に入れながら審議を重ね、国民一人一人の生涯を通じた学習への支援と、社会全体の教育力の向上を図るために、学習成果の活用と新たな学習の需要を生み出す、知の循環型社会¹の構築を目指した答申を平成 20（2008）年 2 月に行った。

平成 18（2006）年に教育基本法が改正され、これからの教育のあるべき姿や目指すべき理念が示されたことを受け、平成 19（2007）年には学校教育法が改正され、新たな義務教育の目標や、学校評価と情報提供に関する規定の整備などが定められた。

学校教育法では教育目標を達成するため、学校が社会教育関係団体をはじめ、関係機関や団体と連携し、社会奉仕体験活動や自然体験活動などの体験的な学習活動を充実するよ

う規定している。また、学校は、教育活動や学校運営に関する情報を積極的に提供し、保護者や地域住民など関係者との連携、協力を推進するよう努めることとした。

一方、このたびの改正で教育基本法に生涯学習の理念がはじめて規定され、学びたいことを学ぶことができる社会の実現に加え、その学習の成果を適切に生かすことができるシステムづくりが求められた。時代的な要請から、保護者の家庭教育の責務と行政による支援、そして、学校と家庭、地域がそれぞれの役割と責任を自覚し、互いに連携、協力して教育に携わらなければならないことも条文にうたわれ、生涯学習に知の循環型社会^⑤の実現と家庭教育の支援、そして連携、協働^⑥による人づくりが、あらためて求められたのである。

これを受けて、平成 20（2008）年には社会教育法と図書館法、博物館法が改正された。

社会教育法の改正では、社会教育行政が生涯学習の振興に寄与することが明記された。

これにより、生涯学習の理念と時代の求めに応じるため、教育委員会の事務に高度情報化に対応するための講座の開設や放課後子ども教室の推進、社会教育主事の職務の拡大を明記するなど、地域の教育力向上にむけた社会教育の役割がより明確になった。

図書館法と博物館法の改正では、学習成果を生かすことのできる事業を行うことや、学校や公民館などの関係教育機関と協力、連携を推進し、特に博物館にあっては、生涯学習に関連する施設が行う教育活動を支援するよう定めた。

また、衆参両院文部科学委員会からの附帯決議^⑦には、国民の自発的、主体的な学習を担保し、継続的なニーズの把握と情報提供に努めることのほか、教育機関における専門的人材の確保と養成、知の循環に関する取組の支援、教育機関の運営評価と公表、子どもの成長を支えるネットワークづくりなどの項目について、努力や配慮を要することが記されている。